



今号のトピックス

被扶養者の認定要件は満たしていますか？

被扶養者の認定を受けている方が引き続き「認定要件」を満たしているのか、下表を参考に、再度ご確認ください。扶養手当支給対象の方についても確認をお願いします。

扶養手当支給対象外の方については、夏休み頃に資格審査を行いますので、ご協力をお願いします。

出生や退職等で新たに「認定要件」を満たされた場合、**事実発生日から5日以内**に所属所へ届出ください。やむを得ない事情により5日以内の提出が困難な場合は、可能な限り早期に提出してください。**31日以上経過して認定の申請をされた場合、認定日は所属所への届出日となります**ので、ご注意ください。

「認定要件」を満たしていない場合は、速やかに認定取消しの手続きをしてください。

被扶養者の認定要件

1. 組合員の親族であること
2. 主として組合員の収入により生計を維持されている者（(表1) 所得限度額 参考）
3. 日本国内に住所を有すること

(表1) 所得限度額

区分	所得限度額
60歳以上の方	年額180万円未満かつ月額15万円未満であること
公的障害年金を受給している方 (併給調整等による支給停止により現に障害年金を受給していない方も含む)	
上記以外の方 60歳未満で遺族年金を受給している方	年額130万円未満かつ月額10万8,334円未満であること

収入超過での
取消は
要注意だね！



(表2) 認定取り消しとなる事例

取消事由	チェックポイント
就職	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務先で健康保険証を受け取っていませんか？ 健康保険はお勤め先で本人として加入される健康保険制度が優先されます。
収入超過	<ul style="list-style-type: none"> ●所得限度額以上の収入がありませんか？ 《パート・アルバイト収入がある方》 <ul style="list-style-type: none"> ・収入には税金や通勤費、ボーナスも含まれます。 ・年間所得額が限度額内であっても、連続する3か月の給与平均が月の限度額を超えれば認定取消しとなります。また、月途中の採用等で、最初の給与が限度額を超えていなくても、以後恒常的に限度額を超えていれば採用日から認定取消しとなります。 ※扶養手当の認定基準と異なる場合があります。(例：県立学校の時間講師等)
	<ul style="list-style-type: none"> 《公的年金を受給している方》 所得は、パート収入、年金額(※1)、資産収入(不動産、株等)を合算し、限度額と比較します。(※1)年金には公的年金(国民年金・厚生年金・各種共済年金・障害年金)と個人(私的)年金がありますが、いずれも収入に含みます。
	<ul style="list-style-type: none"> 《雇用保険を受給している方》 <ul style="list-style-type: none"> ●日額3,612円以上、60歳以上の方は日額5,000円以上の失業給付を受給していませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ・給付日数に関わらず、受給開始日で認定取消しとなります。(雇用保険は日額で計算します。) ・他の収入がある方は、失業給付額と他の収入の日額を合算した金額を確認してください。

取消事由	チェックポイント
収入超過	<p>《事業、不動産、農業収入等がある方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得限度額を超えている場合は、確定申告の税務署受理日で認定取消しになります。 ・確定申告書の収支内訳書から必要経費として控除できない経費は、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等です。 <p>※所得税法上の必要経費がそのまま認められる訳ではありません。</p>
	<p>《株等の譲渡所得及び配当金がある方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有している株等（株、投資信託、FX、先物取引）の一括売却以外の譲渡所得は、譲渡所得 = (譲渡価格 - 取得価格) となります。
扶養替え	<p>《共同扶養者がいる方》（被扶養者を配偶者と共同で扶養している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えていませんか？ ・夫婦双方の年間収入を比較し、配偶者の年間収入が組合員の年間収入より1割を超えて多い場合は、配偶者の被扶養者となります。 ・夫婦とも当支部組合員の場合は除きます。
送金	<p>《組合員と別居している方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仕送り額が別居している父母等の全収入の1/3を下回りませんか？ ・全収入とは、被扶養者の収入 + 組合員及びその他の者からの送金による収入です。 ・仕送り額不足や送金事実が確認できない場合は、認定取消しとなります。 <p>※手渡しは不可です。必ず金融機関を通じた確認書類（送金明細や振込通帳の写し等）を保管してください。</p> <p>※組合員と同居要件のある被扶養者（配偶者の父母、配偶者の子、叔父叔母、甥姪など）が別居した場合は認定取消しになります。</p>
国内に住民票を有さなくなった	<p>《海外居住の方》</p> <p>国内に住民票がなくなった場合は、認定取消しになります。</p> <p>ただし、外国留学をする学生や、外国に赴任する組合員に同行する方など認定継続が可能な場合もあります。</p> <p>住民票が国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない方は認定取消しとなります。</p>

人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動で年額130万円以上の所得が見込まれる場合に、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明が提出された場合は認定継続できます。令和5年11月21日付け公共兵第516号「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」を確認してください。

マイナ保険証をご利用ください！

2024年12月2日から保険証は発行されなくなります。

同年12月1日の時点でお持ちの有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（2025年11月末まで）**使用可能です。



マイナンバー

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の準備をお願いします。

①マイナンバーカードの申請は、**下記3つの方法から可能です。**

1. オンライン申請
2. 郵便による申請
3. 証明写真機からの申請

②マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は**下記3つから選択ください。**

1. 医療機関・薬局の受付
2. 「マイナポータル」から行う
3. セブン銀行ATMから行う

お問合せ先 給付・資格班 (078) 362-3766